

CRIS 登録情報の変更

各薬品の保管場所や使用量については、利用者で変更可能です。ただし、次のような場合は、別途対応が必要になります。各種依頼書は、環境保全センターHPよりダウンロード可能です。



環境保全センター
HP 様式

① CRIS に登録されていない薬品がある場合
(1) 薬品の譲渡やオンラインショッピングで購入する等、薬品管理窓口を通さず入手したため、CRIS に登録されていない場合 新たに CRIS に登録しますので、環境保全センターホームページより、薬品登録依頼書をダウンロードし、必要な情報を記入の上、依頼書に記載された指定の宛先にご連絡ください。
(2) 過去には登録されていたが、在庫から削除されており、再登録したい場合 システムにデータが残っているか確認しますので、該当する薬品のバーコードラベルの ID 情報を環境保全センター（WCRIS@list.waseda.jp）までご連絡ください。2019 年度より前に在庫から削除された場合は、データが残っていないため、再登録には薬品登録依頼書の提出が必要になります。
② CRIS に登録されている薬品が存在しない場合
(1) 空容器があり、バーコードラベルが手元にある場合 在庫から削除しますので、バーコードラベル回収用紙にバーコードラベルを貼り替えて、各薬品管理窓口にご提出ください。
(2) CRIS には登録されているが、在庫として確認できない場合 在庫から削除しますので、環境保全センターホームページより、CRIS 登録情報変更依頼書をダウンロードし、必要な情報を記入の上、依頼書に記載された指定の宛先にご連絡ください。なお、毒物の場合は、紛失や盗難でないことを確認するため、追加で毒物使用済み報告書の提出が必要になります。

3 化学物質の保管方法

化学薬品を安全に保管するためには、地震発生等の災害を想定し、下記のような対策をお願いします。

- ➡ 薬品専用の保管庫の利用
- ➡ 保管庫の転倒防止の実施
- ➡ 保管庫内での安全対策（仕切りや緩衝材の使用）



Ⅱ 化学物質使用時の注意事項

化学物質には、不適切に取り扱うと、危険性や有害性を示すものがあります。とくに、一部の化学物質は、法令によりその取扱いが定められています。

法令を遵守するとともに、以下の注意事項を確認し、安全に取り扱ってください。

1 使用する物質の危険・有害性調査

(1) 安全データシート (Safety Data Sheet : SDS)

SDSとは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。SDSは、以下の方法で入手することができます。

- 薬品納入業者から入手する
- 厚生労働省 職場のあんぜんサイトから入手する
- 試薬メーカーのホームページから入手する



職場の
あんぜんサイト

SDSには、[1. 化学品名] [2. 危険有害性の要約] [3. 組成及び成分情報] [4. 応急措置] [5. 火災時の措置] [6. 漏洩時の措置] [7. 取扱い及び保管上の注意] [8. ばく露防止及び保護措置] [9. 物理的及び化学的性質] [10. 安定性及び反応性] [11. 有害性情報] [12. 環境影響情報] [13. 廃棄上の注意] [14. 輸送上の注意] [15. 適用法令] [16. その他の情報] など安全に関する情報が掲載されています。**化学物質を使用する前に SDS を必ず確認**し、すぐ見られる場所に保管してください。

(2) 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS)

GHS (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) は、化学物質の危険有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルやSDSに反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。化学物質使用時は、**必ず GHS ラベルを確認**してください。また、化学物質を小分け容器に保管する際には、表示してください。各マークの意味は、右記QRコード参照。



参考：
GHS シンボル
と名称
(厚生労働省)

2 安全確保と保護具の着用義務

化学物質を使用した実験を行う際には、安全を確保するため、保護衣・保護手袋・保護ゴーグル（メガネ）等の保護具を着用することなどが、法令上の義務となっています（大前提として、肌が露出しない服・靴を着用すること）。

(1) 保護衣（白衣または作業服）



適切な保護衣は、化学物質飛散時の被害を抑制することができます。用途に応じて材質や形状を選び、**化学物質使用時は保護衣を必ず着用すること。**

(2) 保護手袋



適切に手袋を使用することで、手指の保護のみならず、化学物質の拡散を防ぐことができます。用途や使用物質に応じた耐薬性から、材質・形状を選び、**保護手袋を必ず着用すること**。また、使い捨て手袋に化学物質が付着した場合は、速やかに新しいものに交換することを推奨します。耐薬性の例は、右記QRコード参照。



参考：透過試験
データ一覧表
(厚生労働省)

(3) 保護ゴーグル（メガネ）



薬品が飛散し、目に入る事故は、多く発生しています。より確実にばく露を防げる保護ゴーグルの着用を推奨しています。化学物質を使用する際は、**保護ゴーグルまたは保護メガネを必ず着用すること**。

※また、必要に応じて、上記保護具以外に防毒マスク・防塵マスク等の使用も検討すること（防毒・防塵マスクを使用する場合は、定期的な着用検査が必要です）。

(4) 化学物質リスクアセスメント

化学物質リスクアセスメントとは、化学物質の持つ危険性や有害性を特定し、それによる危険または健康障害を生じるおそれ（リスク）を見積もり、リスクの低減対策を検討・実施し、リスクを最小限度に抑える活動を指します。

法令に基づき、新たな実験を計画する際と、年に一度（7月案内予定）の定期実施時期に**リスクアセスメントを必ず実施すること**。



参考：化学物質
リスクアセスメント

(5) 危険予知

実験操作の中で、火災・爆発やケガに繋がる動作が無いが、確認しましょう。特に温度や圧力が高まる条件、鋭利な物を使用する際に、多くの事故が起こっています。

温度条件、手順や器具の材質の違い、想定外の接触・混合により起こりうる現象を予想し、どんな危険がひそんでいるか十分に洗い出しましょう。



参考：
危険予知訓練
(厚生労働省)

(6) 局所排気設備の使用

有害物質を使用する際には、自身および周囲の人の安全確保のために、必ずドラフトチャンバー、外付けフード、ポータブルガス除去装置等の**局所排気設備を正しく使用し**、有害物質の拡散防止を図ること。



※特に、ドラフトチャンバー利用時には、サッシを風速が確保できる定位置まで下げる、ドラフト内に身を乗りださない等の安全な使用を心がけること。局所排気設備の安全な使用方法については、右記QRコード参照。



局所排気装置の
安全な取扱い

※特に、法令で「特定化学物質（第1類・第2類）」や「有機溶剤（第1種・第2種）」として指定される物質を取扱う場合は、所定の要件を満たす局所排気装置を使用することが、法令上の義務となります。対象物質は、P.11～12のQRコード参照。

3 法令に基づく化学物質の取扱い

(1) 危険物

火災の危険性が高い特定の物品は、消防法により、危険物に指定されています。

- 危険物同士の組み合わせによっては、混触により、火災等の危険が生じる可能性があります。試薬瓶の危険物分類表示を確認し、危険な混触が起こらないように保管・運搬すること。混触の危険な組み合わせについては、右記QRコード参照。
- 大量の危険物の貯蔵は、火災の危険性が増加するため、消防法および火災予防条例により、防火区画ごとに保有上限が定められています。部屋ごとの危険物保有量は、CRISで集計できるので、定期的に確認しておくこと（一般の部屋の保有上限は、指定数量の0.2倍となる。詳細は、「消防法」参照）。
- 危険物が上限を超えている場合は、別の保管場所（危険物倉庫）に分散して保管する等、上限以下となるよう、速やかに対処すること。



危険物の混載の組み合わせ、及び消防法で定める危険物分類

(2) 毒物・劇物

日常流通する化学物質のうち、急性毒性を示す特定の物質は、毒物及び劇物取締法で、毒物または劇物に指定されています。

- 盗難・紛失を防ぐために、堅固で鍵のついた保管庫に一般試薬と区分して保管し、保管庫は、中が見えないものを利用すること（ガラス窓は不適切）。なお、鍵の管理者を定め、鍵を使用する場合は、チェック表に記入するなど、管理すること。
- 保管場所には、「医薬用外毒物」（赤地に白文字）、あるいは、「医薬用外劇物」（白地に赤文字）の表示をすること。



医薬用外毒物

医薬用外劇物

- 小分けにして保管する場合にも、その容器に前述の表示をすること。
- 集中して管理するために、部屋の1ヶ所にまとめて保管すること。なお、毒物・劇物かつ危険物の試薬については、毒物・劇物扱いとして、他の毒物・劇物と共に管理すること。
- 紛失・漏洩等を防ぐために、キャンパス外に持ち出さないこと。また、キャンパス間の移動も行わないこと。
- 漏洩、盗難、紛失等が起きた場合には、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る必要があります。このような事態が発生した場合には、速やかに環境保全センターまで連絡すること（IV参照）。
- 使用した場合には、**必ずCRIS上で使用量を登録すること**。毒物の場合、使用量登録により残存量が0にならないと、在庫から削除できないため注意してください。

(3) 毒薬・劇薬

人体に吸収された場合に危害を起こしやすい特定の医薬品は、薬機法により、毒薬・劇薬に指定されています。

- 毒薬は、専用の鍵のかかる保管庫に他の医薬品と区別して保管すること。劇薬は、他の医薬品と区別して保管すること（施錠の義務はないが、紛失等のないようにすること）。
- 毒薬を使用した場合には、**必ずCRIS上で使用量を登録すること**。毒薬の場合、使用量登録により残存量が0にならないと、在庫から削除できないため、注意してください。
- 毒薬には、黒地に白枠、白字で品名及び「毒」の文字、劇薬には、白地に赤枠、赤字で品名及び「劇」の文字の表示をすること。購入品の場合は、その容器や直接の被包には表示がされているが、何かしらの理由で中身を小分けにした場合等には、同様の表示をすること。



(4) 特定化学物質

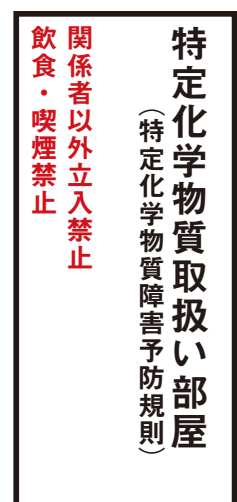
労働者に職業がんなどの障害を発症させる恐れのあるクロロホルム、ベンゼン、ホルムアルデヒドなどの一部の化学物質は、労働安全衛生法により、特定化学物質に指定され、以下をはじめ、取扱いにルールがあります。対象物質は、右記QRコード参照。

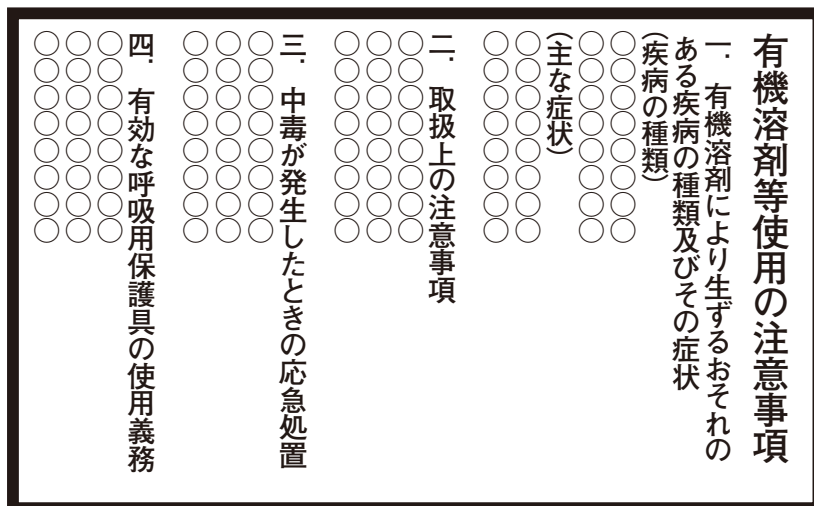


特定化学物質
対象物質

- 第1類、第2類の化学物質を屋内で取扱う際は、**局所排気装置等を使用すること**。
- 特定化学物質を扱う場所には、下図のように、「関係者以外立入禁止」および「飲食・喫煙禁止」の旨を表示すること。
- 特定化学物質を扱う場所には、下図のように、以下の事項を掲示すること（2023年改正）。
 - 名称
 - 生ずるおそれのある疾病及び病状
 - 取扱い上の注意事項
 - 使用すべき保護具等
- 特別管理物質を使用する作業の概要や期間、事故時の対応等がわかるよう、実験の記録を取り、法令の定める期間保管すること。

名称	エチルベンゼン C ₈ H ₁₀
生ずるおそれのある疾病と病状	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○
取扱い上の注意事項	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○
保護具	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○
応急措置	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○





参考：
 高圧ガスに関する
 安全研修

なお、第3管理区分の状態が改善されない場合は、法令に基づく手続なしにその化学物質を使用することはできません。